会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会(第2回)
開催日時	令和5年10月20日(金) 午前10時00分から12時00分まで
開催場所	田無庁舎 5階503会議室
出 席 者	(委員) 加藤幸恵、栗島博、柴田一哉、髙木保男、 竹之内一幸、永田由美、平山喜弘、山内章(敬称略) (事務局)早川総務部長、大熊職員課長、髙橋職員課給与厚生係長、氏江職 員課給与厚生係主任、黒澤職員課給与厚生係主事
議題	特別職の報酬等について
会議資料の 名 称	令和5年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記錄方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

○会長

令和5年度第2回西東京市特別職報酬等審議会を開会します。 はじめに事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局

本日は、下平委員、平委員から所用によりご欠席との連絡をいただいています。

○会長

次に、傍聴人の方についての報告を事務局からお願いします。

○事務局

本日は、会議会場の広さなどを勘案して、5席を用意しています。本日の傍聴希望 者は1名です。

○会長

定員内ですので、傍聴を認めます。

(※傍聴人入室)

○会長

それでは、議題(2)第1回議事録の確認について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事前に皆様に郵送した第1回審議会の会議録(案)についてですが、内容に関し何かご意見があれば、ご指摘をお願いします。

なお、お配りした会議録は、発言者ごとに委員名を記載していますが、実際に市ホームページや情報公開コーナーで公開する際には、委員名を記載しません。

(※委員から修正意見あり)

○事務局

ご指摘いただいた箇所を修正して、後日、ホームページ等に掲載します。

○会長

それでは、本日の審議に入ります。

事務局から配布資料の説明をお願いします。

○事務局

資料1 前回答申の附帯意見に関するまとめ

前回、市長から諮問しましたとおり、今年度の審議会においては、市長を初めとした特別職報酬等の決定に係る考え方の検証について、ご審議をいただいています。

第1回の審議会において、前回の答申の附帯意見3点に関し、様々なご意見をいた だきましたので、主なご意見の概要及び論点をまとめた資料になります。

まず、附帯意見①「市民感情、地域の実情をどのように反映させるか」につきましては、大きく4点のご意見をいただきました。内容については、記載のとおりですが、論点としましては、報酬額に市民感情を反映させる主体は審議会か、あるいは選挙で選ばれた市長、議員等なのかというのが1点、もう1点は、審議会の答申に市民感情を反映させるとした場合、客観的な指標をどこに求めるか、の2点になろうかと考えています。

次に、附帯意見②「平成21年度答申で導かれた「体系」・「水準」論を今後も踏襲するか否か」につきましては、今までの方法を変える必要はあるのか、とのご意見がありました。論点としましては、一般職の部長級の年収を基準とし、都内の類似団体の報酬額との比較をした上で決定する、という今までの方法に不合理・不均衡な点はあるのか、また、これに代わるより良い方法があるのか、といったところだと考えております。

裏面をご覧ください。

附帯意見③「概ね5年に一度としてきた審議会の開催周期の妥当性について」になります。前回会議では、記載のとおり、大きく6点のご意見をいただきました。5年に一度の開催では間隔が長いのではないかとの趣旨のご意見があった一方で、特別職の給与が毎年変わることには違和感があるとのご意見もありました。

論点としましては、特別職の任期が4年間であること、今般の社会情勢の変化、前回会議でお示しした他市の審議会の開催頻度などから考慮して、5年に一度の開催は妥当と言えるのか、また、妥当と言えない場合、どの程度の頻度とすべきか、の大きく2点のほか、報酬額の審議で参照する一般職の給与をいつの時点のものとすべきか、の3点かと考えています。

資料2 市長年収と基準値の推移

開催周期に関する補足資料として、資料2をご覧ください。

1枚目は、平成22年度以降の市長の年収額と、その基準である部長級職員の年収額の1.5倍の数値の推移を示したものとなります。オレンジ色の実線が市長の年収、青色の点線が部長級年収の1.5倍を表しています。

部長級年収に関しては、毎年の人事委員会勧告により増減がありますが、それを基準としている市長の年収額については、概ねその変動と一致するよう、改定がなされてきたところです。

なお、平成28年度と平成30年度の箇所に縦の矢印でお示ししているのは、それぞれ2年前と4年前の部長級年収の差が最大となっている年度です。5年ごとと比較して、3年程度の開催周期とした場合、前回との差分としては小さくなるという結果になっています。

2枚目をお願いします。

こちらは、只今の推移の表に、赤の点線で部長級年収の1.5倍の額の3年間の平均値を追加したものになります。平成28年度の箇所にお示ししていますが、過去の平均値を参照値とした場合、給与改定の内容と乖離する可能性があります。

平成28年度は、給与改定の結果、一般職の給与は減額となりましたが、ここで過去3年の平均値を用いた場合、市長の給与としては増額あるいは据え置きが妥当であるとの結論となる可能性もあるかと思われます。

以上で資料の説明を終わります。

○会長

事務局から資料説明がありましたので、これ受けて審議に入りたいと思います。 前回の会議録を見ると、私の発言が圧倒的に多かったです。なるべく多くの方から 積極的に発言をお願いしたいと思います。

○委員

資料1の附帯意見①にある「市民感情を反映する主体は誰なのか」ということについて意見を申し上げます。

個人的な意見としては、主体となるのは責任を負える立場であるべきと考えますが、審議会の委員には責任を負う方法がないと思います。一方、市長や議員は、市民から選挙で選出されたということについて責任を負える立場だと思いますので、一般論としては、主体は市長や議会であるべきと考えています。

○委員

審議会で議論した結果は、そのまま議案として提出されるものなのでしょうか。 答申がどのように取り扱われるのかについて、説明をお願いします。

○委員

答申を出しても、市側の判断で議案が提出されない場合もあります。

○委員

答申の修正は、ありえますか。

○委員

それは、おそらくないのではないかと思います。

○事務局

今回の審議会は、報酬の考え方に関する諮問なので、条例案を提出することにはならないと思いますが、一般的には答申を市長が受け取り、それに沿って議案を提出します。国民健康保険料の運営協議会において、保険料引上げの答申が出たものの条例案の提出に至らなかったという事例もありますが、本審議会においては、前回も答申に沿って条例案が提出されています。

○委員

ご質問の趣旨が、答申に拘束力があるかどうかということであれば、それはないものと考えています。ただ、事務局から説明があったとおり、市長は答申を真摯に受け止めるはずなので、内容が不合理でない限り、条例案を提出してきたという経緯があるのだと理解しています。

事務局としても、その見解でよろしいですか。

○事務局

お見込みのとおりです。

○委員

そして、条例案は必ず議会で通ることが保証されているわけではなく、各議員が賛成か反対かを示し、過半数が賛成すれば報酬が決まる制度であるという理解です。

○委員

まず答申を受けて市長が議会に提示するかどうかを判断し、提示されれば今度は議会が可否を判断するという2段階の過程ということですね。

○会長

その他に議員立法という手段もあると思います。議会側が報酬について認識を持っている場合、市長が条例案を提示しないという判断をしたとしても、議会側から条例案を求めることが制度上可能という理解でよろしいですか。

現状では、議会がどのような反応を示しているのか教えてほしいです。

○事務局

今年度、本審議会を開催することについては、令和5年度予算において諸費用が計上されているので、議会も認識していると思います。また、審議会の開催日程についても公表しています。ただし、詳しい進捗状況については、答申を見て初めて知ることになるのではないかと思います。

○会長

前回の答申を受けた際は、どのような対応が取られたのでしょうか。

○事務局

前回は、市長の給与は部長級の1.5倍が適正であるという答申をいただきましたが、答申どおりに条例案を提出し、可決されております。

○会長

そうすると、答申は決して無益だったのではなく、有益だったという結論になるのではないかと思います。

○委員

答申がなければいわゆる「お手盛り」の危険性が高まりますし、これまでも答申が 反映されてきたという経緯がありますので、審議会が無意味なものではないというこ とは当然だと思っています。

○委員

そうすると、論点一つ目の市民感情を反映させる主体については、明確に二分する 議論というよりは、私のような市民委員が市民感情の代弁者として審議会に参加し、 そこでの発言が答申に盛り込まれ、それを市長、議会が2段階で判断していくという 過程で市民感情が反映されていく流れなのだと、私は理解しました。

○委員

私も、審議会の中で市民委員の意見を聞いて答申に反映し、さらに議会において市 民の代表である議員が議論をして決定する、という2段階の意味で市民感情の反映が できる制度だと思います。

○会長

報酬の決定に至るまでの間に、審議会の委員、市長、議員がそれぞれの立場で市民感情を反映するための検討を行うことになるので、主体については明確に分離できないということになると思います。

ここで論点としては、市民感情は多様で流動的なものなので、判定材料として具体的なものがないという問題が起こる可能性があります。また、市民アンケートのような根拠となる指標がないということだったので、そうした状況の中で市民感情という言葉を強調してもよいのかという意見もありました。もしデータがあるならば、市民感情をもっと強く反映すべきだという答申になるかもしれませんし、ない場合は、あやふやな指標で判断することはできないので、特に変えなくてよいという結論もありえます。

○委員

市民感情という言葉を用いる場合、その根拠について問われることになります。審議会には市民委員や関係団体の代表も参加し、その答申を選挙で選ばれた市長や議員が考慮し、最終的に議会で可決又は否決という段階を経ています。結果として市民感情を反映できるシステムになっている、ということをもっと前面に押し出してもよいのではないかと思います。

○会長

そのような意見がある場合には、ぜひ資料要求をしていただきたいと思います。市 民アンケートを実施しなくても、例えば、消費者物価指数や給与所得者の平均年収の 変動など、一般的な資料はあるので、それに基づいて考えた方が答申の説得力が出る と思います。

○委員

おっしゃるとおりだと思います。

○会長

市民アンケートを行えば一定の結果は出ますが、一人ひとりの感情はそれぞれ異なるはずなので、市民感情を根拠にするときには、少し慎重にならなければいけないと思います。

逆に、市民アンケートを取らない理由というのもあるはずです。例えば、大衆迎合 主義になりかねないということもありますし、アンケート結果の数字のみをもって主 張されても困るというのもあると思います。

○委員

データの話がありましたが、最近の消費者物価指数や毎月勤労統計調査のデータは 持っておいた方がよいと思います。

市民感情というと多様で流動的なものだという意見が出ていましたが、言い方を換えると「納得性」が重要ということだと思います。部長級の1.5倍という基準についても、その根拠はどこにあるのかということや、特別職の報酬がそれぞれの職務の内容に基づき決定されているという説明ができるかが大事だと思います。

○委員

市長の諮問にある「考え方の検証」というのが、私にはよく理解できていません。 現在の報酬の額が高いか低いかを考える際に、その根拠を市民感情や地域の実情に絞るというのならわかりますが、市長の諮問の意図がどこにあるのかがわかりません。

○会長

おそらく、民主主義に基づいて報酬のあり方を考える際の根拠を求めているのだと 思います。

○委員

狭義の意味で、特別職の報酬額が高いか低いかということに論点を絞るなら楽に発言できますが、今回の審議会の意図がわからないので、どのように発言するべきなのかよくわかりません。

○委員

私の理解では、今回は額を決めるのではなく、前回の答申で附帯意見が出たので、中間点として審議会で検討してほしいということで開催されているものです。そして、前回答申の附帯意見に関する意見をまとめたものが資料1なので、このことについて検討するのが今回の審議会という理解です。

○委員

私が疑問に感じているのは、市長の諮問が、報酬を決める基準が市民感情と地域の 実情以外にもあるのか、それともその二つについてのみの回答を求めているのかのど ちらなのかということです。

○委員

私の理解では、附帯意見①の市民感情、地域の実情というのは、前回の今年度第1回の審議会で出てきたもので、その前の令和3年度の附帯意見にはなかったのではないでしょうか。附帯意見②が今回の諮問だと思っていたのですが。

○会長

「市民感情」という言葉は、前回突然出てきたのではありません。市民感情を判断するに当たり、資料はないのかという話になりましたが、そのようなもの、例えばアンケート等はないということでした。そこで、次の審議会で同様に市民感情という観点が出てきたときには、何かしら判断材料をつくっておいた方がよいのではないかという意見が出たところです。

つまり、審議会において報酬の額をいくらにするのかではなく、それを市民感情から判断するに当たってアンケートやデータを揃える必要があるのか、というのが問われたのだと思います。

○委員

それは、令和3年度の審議会でもあったのですか。

○今長

お見込みのとおりです。それ以前にも市民アンケートは取られていないのだと思います。

○委員

承知しました。

○委員

私が先程言ったのは、過去の審議会は、旧市長による諮問機関でしたが、今回は市 長が代わっているので、市長の諮問機関という観点では、考え方も異なってくるので はないかということです。

○会長

前回のときも同じ市長です。前々回は把握していませんが。

○委員

過去の審議会では、市民感情と地域の実情をベースに決めたということですよね。 過去はそれでよかったわけですが、今回は、それ以外の基準があるのかということを 諮問しているのでしょうか。

○委員

おそらく、それは附帯意見②の論点の二つ目にある、現行の「体系」「水準」論に 代わるより良い決定方法はあるのか、というところで議論をしていくことになると思 います。

○委員

市民感情と地域の実情の二つ以外にも論点はあるのかということに関して、審議が必要ですか。

○委員

論点ごとに追ってやっています。

○委員

今は前段ということでしょうか。

○委員

いいえ、附帯意見①の論点の一つ目です。

○委員

ということは、何を議論すればよいかということも、会議が進行していく中で出て くると考えてよろしいのでしょうか。

○会長

私も議事進行上、附帯意見②から議論してもよいのではないかと考えたこともありました。つまり、現行の「体系」・「水準」論以外のものをつくれるのかという最も根源的な問題があります。では、そこに何か加えるものがあるのかとなれば、特にないということになるでしょうし、今までどおりでもよいという結論になる可能性は高いと思います。

○委員

そうすると、現状の報酬について、市民感情と地域の実情という二つの基準に照らして、上げるべきか下げるべきかという論点に絞ればよいのではないでしょうか。

○会長

仮に「体系」・「水準」論は変えないということになれば、審議会の判断材料はある程度絞られてくると思います。しかし、その中により強く判断材料として取り上げた方がよいというものがあれば、意見として付けられるということです。

ただ、市民感情と地域の実情以外に具体的に何があるのかと問われると、私も意見を言うことが難しいです。

○委員

諮問には「額の決定に係る考え方の検証」とありますが、これはどのように理解すればよいのでしょうか。

○会長

それについては、「考え方の検証をしましたが、これまでどおりで特に問題ありません」という結論もありえます。

○委員

諮問の範囲があまりにも広すぎて、意味がよくわかりません。

○会長

諮問に対して答申を出すことで、「審議会としては検討しましたので、市長も検討していだたきたい」という意義を持つことになろうかと思います。

○委員

附帯意見①と②は、少し抽象的な議論になってしまうのではないかと思いますが、 附帯意見③「概ね5年に一度としてきた審議会の開催周期の妥当性」については、他 の市がもっと短いスパンで決めている中で、西東京市だけが5年ということで、ある 程度具体的な答申が可能ではないかと思います。

それについてはいかがでしょうか。

○会長

例えば、概ね5年が妥当かということを議論する場合、5年なのか、4年なのか、 又は3年なのかという数字の議論が起こる可能性があります。

もう一つは、今までは直前の人事委員会勧告を基にしていましたが、それではなく て過去何年間かの平均値で判定しましょうという意見であり、これは方法論の転換と いうことだと思います。

この前も話に上がりましたが、審議会を毎年開催するということもあり得ます。しかし、毎年開催なら、出てきた計算式に当てはめて自動的に数字が出てくるので、それを市長が見て判断すれば済む話であって、我々はその数字になっているかを確認することぐらいしかできないだろうということです。

したがって、毎年ではないということになると、何かしらの影響が及ぶ可能性がありますし、平均値を取ればまた違う影響が出てくる可能性があります。

ただし、資料2のとおり、平均値方式を取るとうまくいく場合もあるし、逆にうまくいかない場合もあります。今回の資料により、これまで平均値方式を取らなかったことについての妥当性は高かったという検証をしたことにはなると思っています。

○委員

おっしゃるとおりだと思います。

○委員

5年間は、報酬の額が変わらないのですか。

事務局

お見込みのとおりです。当市の場合、今までは5年に1回だったので、直近の人事 委員会勧告は反映できますが、開催していなかった年度の勧告は反映できない状況で した。

○委員

5年間報酬を変えないというのは、正式に決まっているわけではないということです。仕組みとして、審議会は市長から求めがあった場合に開かれるものですが、今まで5年に1回だったのは、市長がそれ以外の時期に開催を求めなかったからです。今回は答申から2年目ですが、市長から求めがあったので開催されています。報酬を変えたい場合、基本的には審議会を開いて答申を受けた上で条例案を議会に諮ることになります。

○委員

でも、今までは5年に1回しか開催していなかったのですよね。

○委貝

市長が開催についてのイニシアチブを持っています。

○委員

この審議会が開かれない限り、報酬は変わらないということですか。

○委員

先程申し上げたように、最終的には条例改正案を議会に提出することにより改定の 手続きを取ることになります。しかし、基本的に審議会を開いた上で議案を作成する という制度が今まであった中で、開催については市長がイニシアチブを持っていて、 この5年間は答申を求めることはしてこなかったという理解です。

○委員

市長が求めなければ審議会が開かれないということについては、今まで認識していませんでした。

○委員

資料を見ると、部長級年収は東京都の勧告を基に世の中の状況を考慮しているので、かなり上げ下げが多いですが、特別職は数年間ずっと同じです。一般職と連動する必要はあるのか、あるいは定額で何年間か継続する方がよいのか、そのどちらなのでしょうか。安定はしていますが、世相とは全く連動していない推移をしていると思います。

○委員

それなので、今回の附帯意見③のところで、それについて議論しましょうということです。

○委員

全て附帯意見③のところでと言われてしまうと、先に何も意見を言えなくなります。

○事務局

金額がずっと横ばいになっているという点についてのご意見ですね。

○委員

一般職は、世相を反映して上げ下げしているわけですよね。それと比較すると、特別職は変動幅が少ないと思いますが、それについては審議しなくてよいのですか。

○事務局

改定の間隔が5年だったのが直近では6年に変わってしまったので、さらに広がってしまっている状況です。

○委員

それは審議会の期間ですよね。議員や市長の給与の上げ下げまで、審議会と連動させる必要はないのではないでしょうか。

○事務局

極論を言えば、制度上、審議会を開催しなくても条例を出すことはできます。

○委員

審議会が答申を出さなければ給与が上がらないということではないわけですよね。

○事務局

今までは、基本的に審議会を通して条例案を出してきました。

○委員

それが妥当かどうかについても審議していないですよね。

○事務局

お見込みのとおりです。これまで審議会を通さずに条例案を出すという想定はしていなかったので、そのことについて議論をしたことはありませんでした。

○委員

審議会が開かれないから報酬は固定、ということがよいのかということです。それ についても審議する必要があるのではないかと思います。

審議会が開かれないと報酬が変わらないということは、条例で決まっているのですか。

○事務局

審議会の条例において、特別職の報酬額の条例案を議会に提出しようというときは、あらかじめ審議会の意見を聴くこととなっていますので、審議会を通さないという考えは、これまでありませんでした。そこで、審議会の開催間隔が5年のままでもよいかというのが、前回の附帯意見でも挙がりました。

○委員

今回の市長の諮問を広義に解釈すると、今の事務局の発言内容も含めて審議する必要があるのではないでしょうか。

先程から言っていますが、市長が何を求めているのかわからないので、どのように 審議したらよいかわからないです。あまりにも諮問の範囲が広すぎます。

○事務局

従前の決め方について、前回の会議で附帯意見が三つ挙がりましたので、そこに焦点を当てて議論していただきたいということになります。

○委員

狭義の意味でよいならば、高くするか低くするかのみの簡単で狭い意見でよいわけですが、それだけで今回はよいのかどうかがわかりません。

○事務局

今回は、金額の議論というよりは、附帯意見にあるように、5年がよいかどうかということについて議論をお願いしたいです。

○委員

年数だけでなくて、狭義でなくもっと広い解釈であるとするなら、色々な発想や審議が必要ではないかと思ったのです。

○事務局

前回の答申で既に附帯意見をいただいていますので、それについてご審議いただき たいということです。

○委員

それは前回の附帯意見ですよね。今回の審議会とは違うと思います。

○事務局

前回の附帯意見の中では「今後議論すべき」ということだったので、その決め方を どのようにしたらよろしいか、ということでの諮問になります。

○委員

議論を後に引きずりすぎのような気がします。

○事務局

附帯意見はあくまで審議会の意見としていただいていますので、市としても保留に するわけにはいかず、今回はその考え方の部分についてご審議いただきたいというこ とになります。

○委員

いずれにしても市長の趣旨がよくわかりません。どのような審議をしたらよいのかはっきりしないということです。

○会長

審議会の条例で規定されている所掌事務について確認してみたいと思います。

○委員

市長の給料の決め方は部長級の1.5倍と決まっていて、それを変更したいときは金額の上げ下げは別としてこの審議会が開かれるという理解でよろしいでしょうか。

企業としては、業績が悪ければ役員報酬が発生しない場合もありますが、良いときには大きな報酬が支払われます。でも、市長はそうではないということで、5年に1回しか変更ができないということに驚きました。ただ、公務員と民間では感覚がだいぶ違うというのはわかります。

○会長

審議会条例で所掌事務を確認しましたが、「額」についてと明確に書いてあります。つまり、額が問題であるときに開き、額について議論するということになります。

○委員

考え方ではなく、額について議論するということですか。

○会長

要するに、「高い」、「低い」又は「現状維持」などの意見を出し合い、議論する形でよいのだと思います。

○委員

審議会の目的が、考え方ではなく、額が高いかどうかを審議することに限定されているということですか。

○会長

諮問に応じて報酬等の額について審議するため、審議会を開いたということです。

○事務局

基本的に、金額を決めるためには審議会を絶対に開かなければならないという制度になっています。

○会長

条例には、審議会の意見を「聴くものとする」と書いてありますが、実際には「聴かなければならない」という解釈になるということですね。

○委員

額を変更しようとするときに審議会を開かなければならないということは、確かに わかりました。しかし、それだけでは額のみを審議すればよいかどうかという回答に はなっていません。

○事務局

今回の諮問の範囲が広いということは確かにあるかと思いますが、その諮問事項に ついてご審議いただきたいということです。

○委員

今の説明だと、今回の審議会では、額についてのみ審議すればよいと理解してよろ しいですか。

○委員

額については、今回の審議内容ではありません。

○委員

それはおかしいと思います。

○事務局

額を変えるときは審議会を開かなければならないというのは、条例で規定されているところです。

○委員

言葉が矛盾しているような気がします。

○委員

西東京市では概ね5年に1回審議会を開くというのは、条例で決められているので すか。

○委員

条例ではなく、市長の判断で開催されます。

○委員

それでは、何を根拠に5年に1回という決まりがあるのでしょうか。

○委員

特に根拠はありません。

○委員

ないのですか。

○事務局

前回の附帯意見でも、5年に1回が妥当なのかということがありました。

○委員

慣例のようなものということですね。

○委員

第1回の会議の際に、そもそも今回の審議会の目的が何なのか、何を議論すべきなのか尋ねましたが、曖昧な回答しかありませんでした。このまま何を議論したらよいかがわからないので、これまで発言を控えさせていただいていました。

市長から「報酬を上げてほしい」などの具体的な意見があれば、それに対して発言しやすいのですが、漠然とした意見では議論することが難しいと思います。

○委員

私も同じ意見です。何を議論すればよいのか全くわかりません。

○事務局

「考え方」という言葉の範囲が広すぎて、具体的ではないということでしょうか。

○委員

要するに、何をお願いされているのかがわからないということです。

○事務局

間隔が5年というのが慣例となっていますが、前回の附帯意見の中でも5年に1回は妥当なのかというご意見をいただいたので、数字としてというよりは感覚的にご意見をいただければと思います。前回の資料でもお示ししましたが、5年というのは都内26市の中でも最長となっています。

○委員

今回は答申から2年目での開催ですが、市長としては5年という間隔が長いと思って審議会を開いたのか、それとも額の変更を兼ねてということなのかお尋ねしたいです。

○事務局

金額の変更を求めているわけではありません。

○委員

議員からの要望はあったのですか。

○事務局

特にありません。前回は、市長就任当時の令和3年度に審議会を開催しましたが、通常だと5年後まで開催がないこととなってしまうため、今年度開催したものです。

○委員

それでは、来年も開催されるということですか。

○事務局

現時点ではお答えできかねますが、可能性としてはあります。

○委員

資料1は、市長から具体的な指示があって作成されたものなのか、それとも事務局が主体となって作成されたものなのか、どちらなのでしょうか。

○事務局

市長から大まかな方向性については指示されていますが、資料に書かれている文章の一言一句について指示を受けているわけではありません。ただ、少なくとも所管部長が内容を確認した上で出していますので、組織として提出したものであるということはできます。

○委員

当然のことながら、市長も目を通して、了解の上で出しているということですか。

○事務局

お見込みのとおりです。

○委員

承知しました。

○委員

今までの皆様の意見を伺って、残り2回の会議ということを考えると、現実的には 附帯意見③の「5年が妥当か」ということのみに絞らないと、時間的には難しいので はないかという印象を持ちました。

個人的な意見としては、5年は妥当ではないと思います。

一つ目の理由は、市長の任期が4年なので、任期中に一度も特別職の報酬に対して 考える機会を持たない市長が出てくる可能性があるという点です。

二つ目の理由は、近年の経済変動が大きいので、5年も開かないというのはあまりにも長いのではないかという点です。3年がよいか、又は2年がよいかということは、議論を深めていくべき点だと思います。

あと2回の会議で議論を集約していくなら、そろそろまとめに入っていくべき時期 だと思いますが、会長、いかがでしょうか。

○会長

会議の回数が決まっている中で、答申の結論について私なりに想定してみました。 まず、現行の「体系」・「水準」論について問題点はあるかということを考えましたが、特にないと思います。かなり練られた考えなので、これに代わるものはないであろうというのが私の見通しです。

また、開催間隔についても、5年か、4年か、又は3年かという話になると時間が 足りません。前回の審議会では、他の自治体の情報がなく判断のしようがなかったた め、保留とさせていただきました。ただ、今回は何かしらの答えを出さないと、開催 した意味がないということになってしまうと思います。

それから、附帯意見①については、金額という生活に多大な影響をもたらす可能性があるものなので、市民感情という不確定なものを基準に議論してよいものかと思っています。

また、データを揃えれば反映してよいという考え方と、仮にデータを揃えたとしてもそれは不確定なものなので使うべきではないという考え方の二つがありますが、私はどちらかというと後者の立場です。いくらデータを取っても、それを報酬額に的確に反映することは難しいというのが私の意見です。

市民感情という言葉については、前回の審議会で意見として挙がったので附帯意見に付けましたが、私の意見では、あまり議論の必要はないかと思っています。ただし、根拠は何かと問われたときにあった方がよいのは事実です。

○委員

会長がまとめて意見を言われたので、私もまとめて意見を申し上げます。

附帯意見①の論点の二つ目、「客観的な指標をどこに求めるか」ですが、客観的な指標は、簡単には決められないものだと理解しています。ただ、東京都人事委員会勧告については、一応、消費者物価指数や雇用統計、景気の動向などを踏まえて出てきていると思うので、客観的な指標をどこに求めるかということについては、個人的には東京都人事委員会勧告でもよいのではと考えています。

そして、附帯意見②の「現行の報酬決定に、不合理や不均衡な点はあるか」ということについては、会長が言われたように、これを議論するのに時間もないですし、難しい問題を含んでいます。ただ、論理的にどうかということは別にして、現在の西東京市の特別職報酬額は、都内の他25市と比べて極端に乖離しているわけではなく、結果論として、一定の合理性が保たれた「体系」・「水準」論によって決まっているのではないかと思っています。より良い決定方法が見つからないのであれば、このままの方法でもよいという結論が考えられます。

また、開催間隔については、議論の方向性として、5年は長すぎるので短くした方がよいということであれば、私もその方向でしっかり議論ができればと考えています。

○委員

お二人の意見はよくわかりましたので、今の内容を聞くと、もう特に審議する必要はないのではと感じます。

最初の話に戻りますが、市長が審議会の開催を求めた意図がわからないと、今回の 結論について出しようがないと思っています。

○委員

例えば、私が言ったことについて反対意見を出されてもよいと思います。それを受けて審議することに意味があります。

○委員

反対意見はありません。

○委員

市長の年収の基準が部長級の1.5倍ということが、そもそもどのように決まったのかということや、1.5倍が適正なのかということを最初から論じた方がよいと思います。

○委員

それを最初から審議するのは大変だと思います。

○委員

1.5倍という数字の根拠がわからないと、その妥当性についても判断できないと思います。

○委員

そのことまで最初から議論する必要があるのでしょうか。

○会長

他市と比較したときに大きな差が生まれていないので、1.5倍という数字の妥当性が保たれていると考えてよいと思います。

○委員

私も審議会に参加するまでは部長級の1.5倍という基準は知らなかったですし、その根拠もわかっていません。審議会でそのような意見が出て、根拠について議論することによって、それが議事録として残り、市民にとっての情報公開となるので、意見や疑問点を出すことも非常に重要だと思います。

○委員

1.5倍という基準が妥当なのかということは別にして、共通認識として、どのような経緯でできているのかというのを知っておかないと、妥当性を判断する根拠が全くない状況だと思います。それについては、事務局からぜひ示していただきたいです。

○委員

妥当性について細かく議論するには、今回は時間が足りないですが、議論のベース として共通認識は持っていたいと思います。

○会長

「体系」・「水準」論がつくられた経緯に関する資料は、各委員にお渡しされたのですか。

○事務局

前回の会議で資料5としてお配りしていて、考え方はその中でお示ししています。 平成21年度というかなり古い段階で決めた基準ではありますが、西東京市の給与水 準は、都内26市のうち概ね中位に位置していて、類似団体と比較しても高すぎるとこ ろには位置していないので、数字に一定の妥当性はあるものと考えています。

○委員

ということは、他市との比較において現在の基準は決められたということでしょうか。

○事務局

他市との比較前に先に基準が決まった形でしたが、結果として、現状の給与水準を 他市と比較してみても、それほど乖離はしていないという状況です。

○委員

他市との比較前の先にあった基準というのは、どのようなものだったのでしょうか。

○委員

西東京市は合併市なので、おそらく合併協議会で旧田無市と旧保谷市のすり合わせがあったのだと想像できるのですが、いかがでしょうか。

○委員

両市のうち給与水準が高い方を採用したはずです。

○委員

おそらく旧保谷市の方が低かったはずです。

○委員

職員の給与体系についてはわかりませんが、消防団報酬の場合は、高い方を採用しました。

○委員

西東京市は、他市との比較において、高いところと低いところの中間値を取って設 定していますよね。

○事務局

他市との比較前はどのような基準だったのかということについて、ご説明します。

当時、類似団体との比較をして平均値にするという意見もあったのですが、一方で他団体との比較だけをもって決めるのはいかがなものかという意見もありました。それらの意見を踏まえて「体系」・「水準」論が平成21年度にできたので、まずはそれに当てはめたという状況になります。

○委員

事務局の皆さんの給料もこのグラフのように下がったわけですよね。

○事務局

お見込みのとおりです。部長級と他の職員の給料の動きは、基本的に一致しています。

○委員

連動するわけですね。

○事務局

お見込みのとおりです。毎年度、東京都人事委員会勧告があり、その中では民間の 給与等についても調査していますので、そういった意味では、一般職の給与は社会情 勢を反映した上で毎年度改定の判断がなされていることになるかと考えています。

ただ、前回の資料でお示ししたように、毎年度審議会を開催している自治体もありますが、特別職の給与を毎年度変えるのはいかがなものかというご意見が前回ありましたし、一方で5年は長いのではという意見もありました。

○委員

ということは、そろそろ見直さなければならないという時期だというのは想像できますよね。

○会長

審議会条例を改めて読みましたが、所掌事項については「額」という言葉しかありません。「額等」ならば、額に関する色々なことについて審議するということになりますが、そのまま読むならば、「額」のみを審議するというのが基本的な解釈になるかと思います。

○委員

審議会の名称に特別職報酬「等」審議会とありますが、報酬以外にも審議事項があるのでしょうか。

○事務局

議員の報酬以外にも、市長をはじめ、副市長や教育長、常勤監査委員の給料が審議 事項となっているため、「等」となっております。

○会長

条例は、いつできたのですか。

○事務局

合併時に成立しています。

○委員

次回以降の会議は、どのように進めていく予定でしょうか。

○会長

附帯意見の①ですが、市民感情は判断し難く、根拠はあった方が説得力はありますが、最終的に市民感情をどのように反映させるかは市長が判断するべきであり、審議会が判断するべき事項ではないと思います。

附帯意見②も、現行の「体系」・「水準」論について不合理な点は特にないとしかいえませんので、議論の余地があるとすれば、附帯意見③のみになるかと思います。

○委員

次回の会議で附帯意見③について踏み込んだ議論をして、最後に第4回でまとめを するという認識でよろしいでしょうか。

○事務局

お見込みのとおりです。

○会長

附帯意見①と②について結論を出すのは時間が足りませんが、③に焦点を当てるということであれば、時間が足りないということにはならないと思います。

○委員

今回の結果については、議会に対して伝えるのですか。

○事務局

基本的には報告を行う予定で考えています。

○会長

今回の審議会では額についての審議をしていませんので、条例改正は行われない予定です。来年度以降、現行の報酬のままでは高いという議論が盛り上がってくれば、審議会が開催される可能性はあります。

○委員

他市の情報は把握していますか。

○事務局

今年度、他市においては検討中のところが多いです。東京都人事委員会勧告が先週 発表されたばかりなので、そこから判断する自治体が多いのではないかと思われま す。

○委員

流れとしては、報酬は上がっていくのでしょうか。

事務局

自治体ごとに対応は様々だと思いますが、逆に下がるという可能性は低いのではないかと考えています。

○会長

それでは予定の時間になりましたので、本日の審議は終了にしたいと思います。 事務局から連絡事項について説明をお願いします。

○事務局

次回の会議については、12月15日金曜日の午前9時30分から開催したいと考えています。皆様方のご都合等を踏まえ、本日ご決定いただければと思います。

○会長

次回会議の日程について、12月15日金曜日の午前9時30分から開催してはどうかという提案がありました。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

(※各委員に日程確認)

○会長

それでは、次回会議は、12月15日金曜日の午前9時30分から開催とします。

○事務局

委員の皆様から改めて必要な資料について要望があれば、事務局で用意したいと考えています。また、「体系」・「水準」論が平成21年度当時のものと、かなり前のも

のになりますので、改めて経緯について事務局から説明させていただくことも可能で す。委員お一人からでも結構ですので、要望があれば事務局までお伝えください。

○会長

資料については、委員から要求があったもののみを提供するのではなく、事務局と してイニシアチブを取っていただき、審議に関連するデータを提供してほしいと思い ます。

○事務局

審議事項に関するご質問やご意見、次回の会議で配布を希望する資料などがあれば、前回の会議にてお渡しした意見提出票で事務局にお知らせください。

11月30日までにご意見等をお送りいただければ、次回会議までに集約したものを準備します。

○会長

それでは、本日の会議は終了とします。